

藤沢市旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する補助金交付要綱

制定 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市街なみ百年条例（平成26年藤沢市条例第24号。以下「条例」という。）第12条に基づく支援に関し、条例第5条において定められた旧東海道藤沢宿街なみ継承地区内の良質な街なみを形成するために必要な歴史的建築物の保全及び外構等の修景のための行為に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史的建築物 昭和25年11月22日以前に建築された町家（伝統的な様式を用い、商業や手工業が営まれた職住併用住宅又は専用住宅をいう。）及び蔵（保管庫等として建てられたもののほか、保管庫と店舗を兼ねて建てられたもので、土蔵又は石蔵のものをいう。）をいう。
- (2) 外構等 旧東海道及び蔵前通りから公衆により容易に望見される門、塀、生け垣及び設備機器をいう。
- (3) 保全 歴史的建築物の景観を保つこと及び耐震性を高めることをいう。
- (4) 修景 外構等について、歴史を感じる要素を取り入れることをいう。
- (5) 街なみ修景等 保全及び修景をいう。
- (6) 外観の保全工事 歴史的建築物の屋根、外壁、開口部、屋外広告物について、修繕、復元に関する工事又は旧東海道藤沢宿街なみ継承ガイドラインに基づき歴史を感じる要素を取り入れた模様替えに関する工事のための行為をいう。
- (7) 耐震診断 建築士が、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく精密診断法（限界耐力計算による方法に限る。）により、歴史的建築物の調査及び診断を実施し、報告書を作成する行為をいう。
- (8) 補強設計 建築士が、耐震診断に基づいて行う耐震改修工事の実施のための補強計画を作成する行為をいう。
- (9) 耐震改修工事 建築士による工事監理のもと、耐震診断の上部構造評点が1.0未満の歴史的建築物を、改修工事後に上部構造評点1.0以上とするための工事及び監理のための行為をいう。
- (10) 修景工事 旧東海道藤沢宿街なみ継承ガイドラインに基づく修景に関する次に掲げる行為をいう。
 - ア 門、塀、生け垣の新設、増設、新設に伴う撤去又は外観の変更
 - イ 設備機器の隠ぺい（階数が2以下の部分に限る。）

(補助の対象)

第3条 この要綱において補助金の交付の対象は、旧東海道藤沢宿街なみ継承地区内の歴史的建

築物及び外構等（以下「建築物等」という。）とする。

（補助の対象行為）

第4条 この要綱において補助金の交付の対象となる行為は、別表1のとおりとする。

（補助の対象者）

第5条 この要綱において補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 第3条に定める建築物等の所有者又は権原に基づく占有者で、前条に係る行為を行おうとする者。
- (2) 市税の滞納が無く、必要な申告義務を怠っていない者。

（補助金の額等）

第6条 この要綱において補助金の対象経費、補助率及び限度額は、別表1のとおりとする。

2 同一敷地内における補助金の額の合計は780万円を超えないものとする。

3 算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行為を行う前に旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所有者又は権原に基づく占有者であることが確認できる書面
- (2) 所有者の同意書（所有者が複数の場合又は申請者が権原に基づく占有者である場合に限る。）
- (3) 権原に基づく占有者の同意書（申請者が所有者で既に賃貸している場合に限る。）
- (4) 案内図
- (5) 工程表
- (6) 現況カラー写真
- (7) 別表2に定める図書のうち当該行為に関連するもの
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助対象行為の実施）

第9条 前条第1項に基づく交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、実施に

関する契約を速やかに締結し、第4条に規定する補助の対象行為をその年度内に実施し、かつ完了させなければならない。

(補助対象行為等の変更)

第10条 交付決定者は、補助金の交付に係る行為等を変更しようとするときは、旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する行為等変更承認申請書(第3号様式)に第7条第2項に掲げる変更内容に関する書類を添えて、市長に提出してその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する行為等変更承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(補助対象行為の中止)

第11条 交付決定者は、補助金の交付に係る行為を中止しようとするときは、旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する行為中止届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の中止届が提出されたときは、当該行為に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該補助金の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容、若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助金の交付に係る当該行為を完了したときは、速やかに、旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する行為実績報告書(第6号様式。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該行為に関する契約書の写し

(2) 当該行為の契約に関する領収書の写し

(3) 当該行為を実施する箇所ごとの施工前後の状態を撮影した写真(耐震診断を行った場合を除く。)

(4) 耐震診断の結果報告書(耐震診断を行った場合に限り。)

(5) 耐震診断の実施に関する調査写真(耐震診断を行った場合に限り。)

(6) 耐震改修工事後の耐震診断の結果報告書(補強設計を行った場合に限り。)

(7) 耐震改修工事計画書(補強設計を行った場合に限り。)

(8) 耐震改修工事のために必要な図面(補強設計を行った場合に限り。)

(9) 仕様書(補強設計を行った場合に限り。)

(10) 工事監理報告書の写し(耐震改修工事を行った場合に限り。)

(11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定等)

第14条 市長は、前条第1項の規定による実績の報告を受けた場合においては、実績報告書等の審査等により、その報告に係わる行為が補助金の交付の決定の内容、及びこれに付した条件

に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する補助金額決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定による通知を受けたものは、補助金の支払いを受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 市長の承認を得ずに建築物等を転貸したとき。
- (4) 第18条に違反したとき。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（財産処分の制限）

第18条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金の対象となった建築物等については、行為が完了した日の属する会計年度の終了後10年間、適正に管理しなければならない。ただし、災害等による破損にともなう改修、その他やむを得ない事情により市長の承認を得た場合は、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第4条、第6条関係）

補助対象行為	補助対象経費	補助率及び限度額
外観の保全工事	当該工事に係る経費	2分の1以内（ただし、500万円を上限とする。）
耐震診断	当該診断に係る調査及び補強設計に係る経費	2分の1以内（ただし、50万円を上限とする。）
耐震改修工事	当該工事及び監理に係る経費	2分の1以内（ただし、200万円を上限とする。）
修景工事	当該工事に係る経費	2分の1以内（ただし、30万円を上限とする。）

別表2（第7条関係）

補助対象行為	図 書
外観の保全工事	建築年月日を確認できる書面 当該工事に係る経費の見積書の写し 当該工事の内容が確認できる図面等 仕様書
耐震診断	建築年月日を確認できる書面 当該診断及び補強設計に係る経費の見積書の写し
耐震改修工事	建築年月日を確認できる書面 当該工事に係る経費の見積書の写し 当該工事計画書 当該工事を施工するために必要な図面 仕様書 当該工事前後の耐震診断の結果報告書
修景工事	配置図 当該工事に係る経費の見積書の写し 当該工事の内容が確認できる図面等 仕様書

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 第1号様式（第7条関係） | 旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する補助金交付申請書 |
| 第2号様式（第8条関係） | 旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する補助金交付決定通知書 |
| 第3号様式（第10条関係） | 旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する行為等変更承認申請書 |
| 第4号様式（第10条関係） | 旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する行為等変更承認通知書 |
| 第5号様式（第11条関係） | 旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する行為中止届 |
| 第6号様式（第13条関係） | 旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する行為実績報告書 |
| 第7号様式（第14条関係） | 旧東海道藤沢宿街なみ修景等に関する補助金額決定通知書 |